

厚生委員会報告資料

令和5年6月29日

報告事項件名	頁
1 「あだち物価高騰支援臨時給付金」事業の実施について・・・・・・・・・・	2
2 「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 障がい福祉センター幼児療育の集団通所事業における新設クラスの試行 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4 介護予防事業の令和4年度の実施結果及び令和5年度の新規事業につい て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5 令和4年度地域包括支援センター業務委託評価の概要及び結果について・・・	14
6 令和5年度元気応援ポイント事業におけるボランティア活動の活性化策 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
7 令和4年度 生活保護の執行状況について・・・・・・・・・・・・・・・・	19
8 令和4年度 生活困窮者自立支援事業の実績報告について・・・・・・・・	33

(福 祉 部)

厚生委員会報告資料

令和5年6月29日

件名	「あだち物価高騰支援臨時給付金」事業の実施について						
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課						
内容	<p>電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯の負担軽減を図るため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠を活用し、「あだち物価高騰支援臨時給付金」を支給する。</p> <p>国は、当該交付金の交付対象を「令和5年度住民税非課税世帯」としているが、6月の住民税非課税世帯の決定を待つと支給時期が遅くなることから、区は可能な限り早急に支給できるよう、独自にまず令和4年度住民税非課税世帯へ速やかに支給し、その後令和5年度新たに住民税非課税となった世帯へ支給する。</p> <p>1 支給対象世帯</p> <p>(1) <u>令和4年度住民税非課税世帯（以下ア、イいずれも該当する世帯）</u> ア 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯 イ 基準日（令和5年5月15日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯</p> <p>(2) <u>令和5年度新規住民税非課税世帯（以下ア、イいずれも該当する世帯）</u> ア 令和5年度住民税均等割が非課税で、かつ上記1（1）の給付金の対象ではない世帯 イ 基準日（令和5年5月15日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯</p> <p>※ 上記1（1）（2）のいずれも、住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されている世帯を除く。</p> <p>2 支給世帯数</p> <p>約112,000世帯を想定</p> <table><tr><td>内訳</td><td>令和4年度住民税非課税世帯</td><td>97,000世帯</td></tr><tr><td></td><td>令和5年度新規住民税非課税世帯</td><td>15,000世帯</td></tr></table> <p>3 支給額</p> <p>1世帯あたり30,000円</p>	内訳	令和4年度住民税非課税世帯	97,000世帯		令和5年度新規住民税非課税世帯	15,000世帯
内訳	令和4年度住民税非課税世帯	97,000世帯					
	令和5年度新規住民税非課税世帯	15,000世帯					

4 支給手続き

(1) 令和4年度住民税非課税世帯（申請不要）

ア 前回の国の住民税非課税世帯給付金受給世帯

(ア) 区から対象世帯へお知らせを発送（口座変更等なければ返送不要）

(イ) 口座へ入金後、振込通知書を送付

※ 前回の国の令和4年度住民税非課税世帯給付金（1世帯5万円。基準日は令和4年9月30日）を足立区から世帯主の口座に支給した世帯のうち、令和4年1月1日時点で足立区に住民登録があり、かつ令和5年5月15日（今回の基準日）までに世帯構成の変更等がない世帯が対象

イ 上記4（1）ア以外の世帯

(ア) 区から対象世帯へ確認書を発送

(イ) 区へ確認書を返送

(ウ) 区は確認書の内容を確認の上、支給を決定

(エ) 口座へ入金後、振込通知書を送付

(2) 令和5年度新規住民税非課税世帯（申請不要）

ア 区から対象世帯へ確認書を発送

イ 区へ確認書を返送

ウ 区は確認書の内容を確認の上、支給を決定

エ 口座へ入金後、振込通知書を送付

5 処理スケジュール（6月20日現在。予定含む）

(1) 令和4年度住民税非課税世帯

対象者	通知の種類	発送時期	支給時期
4（1）ア 令和4年1月1日時点で足立区に住民登録があり、前回の国の非課税世帯給付時から世帯構成の変更等がない世帯 （約72,000世帯）	「お知らせ」 （口座変更等なければ区への返送不要で振込）	6月6日	6月28日・29日 約36,000世帯× 2日間
4（1）イ 4（1）ア以外の足立区非課税世帯 （約15,000世帯）	「確認書」 （区への返送が必要）	6月12日	6月28日以降順次
4（1）イ 他自治体非課税世帯（令和4年1月2日以降区へ転入） （約11,000世帯）		6月28日	7月中旬以降順次

(2) 令和5年度新規住民税非課税世帯

対象者	通知の種類	発送時期	支給時期
4(2) 足立区非課税世帯 (約13,000世帯)	「確認書」 (区への返送が必要)	6月28日	7月中旬以降順次
4(2) 他自治体非課税世帯(令和5年1月2日以降区へ転入) (約5,000世帯)		7月中旬以降順次	7月下旬以降順次

6 確認書及び申請書受付期限

令和5年10月31日(火) 当日消印有効

7 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置

(1) 専用コールセンター(外部委託)

6月1日(木) 開設

電話番号: 0120-247-035 (平日午前9時~午後8時まで)

(2) 申請相談支援窓口(人材派遣従事)

6月1日(木) 開設

本庁舎中央館1階アトリウム(平日午前9時~午後5時まで)

8 周知方法

対象世帯に対して、お知らせ及び支給要件確認書を順次送付するとともに、あだち広報6月10日号及び区ホームページにて詳しく周知した。

9 今後の方針

給付金を一日でも早く区民に支給するため、確認書等の事務処理を迅速に進めるとともに、ミスを起こさないよう細心の注意を払って取り組んでいく。

厚生委員会報告資料

令和5年6月29日

件名	「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給について												
所管部課名	福祉部生活・暮らし臨時給付金担当課												
内容	<p>食費等の物価高騰等に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国の事業として特別給付金を支給する。</p> <p>1 対象児童</p> <p>(1) <u>児童扶養手当受給者（ひとり親世帯）等</u></p> <p>ア 令和5年3月分の児童扶養手当を受給している者及び令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者（申請不要）</p> <p>イ 令和5年5月分以降の新規児童扶養手当受給者（申請が必要）</p> <p>ウ 公的年金受給により令和5年3月分の児童扶養手当を受けていない方（申請が必要）</p> <p>エ 児童扶養手当未支給者のうち、食費等の物価高騰の影響により家計（収入）が急変し、令和5年1月以降のいずれか1か月の収入が児童扶養手当受給者と同等の水準となったひとり親世帯の方（申請が必要）</p> <p>(2) <u>ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯</u></p> <p>ア 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の世帯）の支給対象者であった方（申請不要）</p> <p>イ 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児については20歳未満）の養育者であって、令和5年度住民税非課税の方及び食費等の物価高騰の影響により家計（収入）が急変し、令和5年1月以降のいずれか1か月の収入が住民税非課税相当となった方（申請が必要）</p> <p>※ 令和5年3月以降、令和6年2月末までに生まれる新生児も対象とする。</p> <p>2 支給状況（6月19日現在）</p> <p>(1) 令和5年3月分の児童扶養手当受給者（申請不要世帯）</p> <table border="1" data-bbox="459 1742 1394 2033"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 通知発送数（世帯）</td> <td>4,983件</td> <td>発送日：5月12日</td> </tr> <tr> <td>② 支給決定数（世帯）</td> <td>4,982件</td> <td>支給人数： 7,653人</td> </tr> <tr> <td>③ 支給金額</td> <td>382,650 千円</td> <td>支給日： 5月26日以降順次</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値	備考	① 通知発送数（世帯）	4,983件	発送日：5月12日	② 支給決定数（世帯）	4,982件	支給人数： 7,653人	③ 支給金額	382,650 千円	支給日： 5月26日以降順次
項目	数値	備考											
① 通知発送数（世帯）	4,983件	発送日：5月12日											
② 支給決定数（世帯）	4,982件	支給人数： 7,653人											
③ 支給金額	382,650 千円	支給日： 5月26日以降順次											

(2) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金受給者
(申請不要世帯)

項目	数値	備考
① 通知発送数 (世帯)	3, 656件	発送日: 5月12日
② 支給決定数 (世帯)	3, 653件	支給人数: 6, 606人
③ 支給金額	330, 300 千円	支給日: 5月26日以降順次

3 支給額

対象児童1人につき50,000円

4 今後の処理スケジュール (予定含む)

(1) 申請が不要な方

令和5年4月分の児童扶養手当受給者には、6月12日以降順次通知を発送。6月30日以降順次支給。

(2) 申請が必要な方 【申請期限: 令和6年2月29日】

対象者	通知発送	支給日
1 (1) イ 令和5年5月分以降の新規児童扶養手当受給者 (1,000人見込) ※1	7月3日	7月下旬 以降順次 支給
1 (1) ウ 公的年金受給者(200人見込) ※2		
1 (1) エ 家計急変者 (500人見込) ※3		
1 (2) イ 家計急変者 (2,900人見込) ※4	7月3日 以降順次	7月下旬 以降順次 支給

※1 令和5年5月分以降の新規児童扶養手当認定者に申請書一式を郵送。
なお、申請書を郵送することができない世帯のために、7月3日に区ホームページに申請書一式を掲載する。

また、希望者には、連絡を受けたうえで申請書一式を郵送する。

※2 公的年金受給者家計急変者については、申請書を郵送する。

※3 家計急変者については、児童育成手当のみを受給している世帯に申請書を郵送する。郵送方法等については※1と同様に対応する。

※4 家計急変者等については、児童手当受給者等が令和5年度住民税非課税の世帯のうち、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童がいる世帯等に申請書一式を郵送する。

郵送方法等については※1と同様に対応する。

5 周知方法

支給対象となる可能性のある世帯に対して、お知らせや申請書を送付するとともに、あだち広報、区ホームページで周知する。

6 今後の方針

お知らせや申請書の発送及び支給を速やかに進める。

厚生委員会報告資料

令和5年6月29日

件名	障がい福祉センター幼児療育の集団通所事業における新設クラスの試行について																																																																		
所管部課	福祉部 障がい福祉センター																																																																		
内容	<p>幼児療育の集団通所事業は、定員40名（親子分離クラス20名・親子同伴クラス20名）であるが、令和5年度の利用希望者が定員に達しないため、下記のとおり新設クラスを試行し、手厚い療育を提供していく。</p> <p>1 定員に達しない理由 保育園や幼稚園における支援児保育の拡充や少子化により、療育が必要な子も保育園等に入園するようになったため。</p> <p>2 新設クラスの概要 <u>試行的に、保育園等との併用も可能な短時間クラス等を新設する。</u> 手厚い療育が必要な子への早期支援や関係機関との連携を行っていく。</p> <p>(1) クラス編成の変更について</p> <p>ア 変更前（令和4年度）</p> <table border="1" data-bbox="300 1048 1390 1355"> <thead> <tr> <th>クラス \ 曜日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親子分離めろん（4.5歳①）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>親子分離ぶどう（4.5歳②）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>親子同伴いちご（主に3歳）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>親子同伴こいちご （主に2歳）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">通所時間 9：30～13：45</p> <p>◎利用希望者が少ない「いちご」と「こいちご」を合わせて「いちご」とし、空いた木・金曜日に短時間のクラスを新設する。</p> <p>イ 変更後（令和5年度）</p> <table border="1" data-bbox="300 1608 1485 2063"> <thead> <tr> <th>クラス \ 曜日</th> <th>月</th> <th>火</th> <th>水</th> <th>木</th> <th>金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親子分離めろん（4.5歳①）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>親子分離ぶどう（4.5歳②）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>親子同伴いちご（主に2,3歳）</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【新設】 短時間の3クラス</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>親子同伴りす （満2～3歳①）</td> <td>親子分離ぞう （4～6歳）</td> </tr> <tr> <td>※「りす」と「うさぎ」は隔週で交互に実施 ※ 詳細は次頁の表を参照</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>親子同伴うさぎ （満2～3歳②）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">通所時間 9：30～11：30</p>	クラス \ 曜日	月	火	水	木	金	親子分離めろん（4.5歳①）	○	○	○	○	○	親子分離ぶどう（4.5歳②）	○	○	○	○	○	親子同伴いちご（主に3歳）	○	○	○			親子同伴こいちご （主に2歳）				○	○	クラス \ 曜日	月	火	水	木	金	親子分離めろん（4.5歳①）	○	○	○	○	○	親子分離ぶどう（4.5歳②）	○	○	○	○	○	親子同伴いちご（主に2,3歳）	○	○	○			【新設】 短時間の3クラス				親子同伴りす （満2～3歳①）	親子分離ぞう （4～6歳）	※「りす」と「うさぎ」は隔週で交互に実施 ※ 詳細は次頁の表を参照				親子同伴うさぎ （満2～3歳②）	
クラス \ 曜日	月	火	水	木	金																																																														
親子分離めろん（4.5歳①）	○	○	○	○	○																																																														
親子分離ぶどう（4.5歳②）	○	○	○	○	○																																																														
親子同伴いちご（主に3歳）	○	○	○																																																																
親子同伴こいちご （主に2歳）				○	○																																																														
クラス \ 曜日	月	火	水	木	金																																																														
親子分離めろん（4.5歳①）	○	○	○	○	○																																																														
親子分離ぶどう（4.5歳②）	○	○	○	○	○																																																														
親子同伴いちご（主に2,3歳）	○	○	○																																																																
【新設】 短時間の3クラス				親子同伴りす （満2～3歳①）	親子分離ぞう （4～6歳）																																																														
※「りす」と「うさぎ」は隔週で交互に実施 ※ 詳細は次頁の表を参照				親子同伴うさぎ （満2～3歳②）																																																															

(2) 新設クラスの対象児、通所頻度等について

	木曜日クラス (りす、うさぎ 共通)	金曜日クラス (ぞう)
対象児	保育園等の未通園児 満2～3歳程度	保育園等の通園児(併用) 4～6歳児
定員	10名×2クラス	10名
通所頻度	隔週1日(交代で実施)	毎週1日
通所時間	9:30～11:30 (親子通所)	9:30～11:30 (親子通所)
指導方法	親子同伴	親子分離
選定方法	療育における相談、面接 等で案内をした結果、利用 を希望する子等	発達検査の値がDQ(※) 69以下の子。 外来指導(個別・集団)を 利用している子の中から選定 する。

※ DQ(発達指数)とは、日常生活や対人関係などにおける子どもの発達の基準を数値としてあらわしたものの。平均値は100前後とされている。

3 新設クラスの試行状況

- (1) 木曜日クラス(りす、うさぎ)は6月から開設。
2クラスを隔週で交互に実施するため、総定員が20名となる。
開始時は6名が利用。
今後も療育相談、面接等を通じて利用を促していく。
- (2) 金曜日クラス(ぞう)は6月から開設。
開始時は10名が利用(定員到達)。

4 今後の方針

試行状況を踏まえて必要な改善等を行ったうえで、令和6年度に本格実施していく。

厚生委員会報告資料

令和5年6月29日

件名	介護予防事業の令和4年度の実施結果及び令和5年度の新規事業について										
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課										
内容	<p>令和4年度介護予防事業の実施内容及び令和5年度新規事業について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的 介護保険の要介護・要支援認定を受けていない一般高齢者及び介護に陥るリスクの高い高齢者に対し、介護予防（フレイル(※1)予防)に必要な「運動(※2)」「栄養・口腔ケア(※3)」「社会参加(※4)」の促進に重点を置き、専門の事業者に事業を委託して実施した。</p> <p>2 令和4年度実施内容</p> <p>(1) 概要 令和2年度から令和3年度に比べ、令和4年度は事業の開催方法を見直して実施したが、7月16日から9月7日までの猛暑や新型コロナウイルス感染症の感染拡大時は介護予防事業を中止した。 事業の詳細は別紙1のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="416 1144 1426 1783"> <thead> <tr> <th>主な事業</th> <th>工夫した点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はじめてのフレイル予防教室(※5)</td> <td>① コロナ禍で短縮していた開催時間の拡大(60分→75分)。</td> </tr> <tr> <td>みんなで元気アップ教室(※6)</td> <td>① コロナ禍で中止していた、自主グループの立ち上げを再開。 ② コロナ禍で短縮していた開催時間を拡大(60分→90分)。 ③ 新たに足立成和信用金庫会議室の活用による民間施設との連携。</td> </tr> <tr> <td>元気アップサポーター養成研修(※7)</td> <td>① 新たに足立成和信用金庫会議室の活用による民間施設との連携。</td> </tr> <tr> <td>高齢者体力測定会(※8)</td> <td>① アリオ西新井の会場における、当日参加受付の実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業実施から見えてきたこと ア 高齢者体力測定会では、人通りの多いアリオ西新井の店舗内で開催したことにより、当日参加受付をした結果、事前申込者数の倍を超える測定会があった。 イ はじめてのフレイル予防教室では、時間数の拡大により、体操指導の種目を増やしたり、振り返りの時間を設けたことで、参加者のフレイル予防に対する理解度が高まった。</p>	主な事業	工夫した点	はじめてのフレイル予防教室(※5)	① コロナ禍で短縮していた開催時間の拡大(60分→75分)。	みんなで元気アップ教室(※6)	① コロナ禍で中止していた、自主グループの立ち上げを再開。 ② コロナ禍で短縮していた開催時間を拡大(60分→90分)。 ③ 新たに足立成和信用金庫会議室の活用による民間施設との連携。	元気アップサポーター養成研修(※7)	① 新たに足立成和信用金庫会議室の活用による民間施設との連携。	高齢者体力測定会(※8)	① アリオ西新井の会場における、当日参加受付の実施。
主な事業	工夫した点										
はじめてのフレイル予防教室(※5)	① コロナ禍で短縮していた開催時間の拡大(60分→75分)。										
みんなで元気アップ教室(※6)	① コロナ禍で中止していた、自主グループの立ち上げを再開。 ② コロナ禍で短縮していた開催時間を拡大(60分→90分)。 ③ 新たに足立成和信用金庫会議室の活用による民間施設との連携。										
元気アップサポーター養成研修(※7)	① 新たに足立成和信用金庫会議室の活用による民間施設との連携。										
高齢者体力測定会(※8)	① アリオ西新井の会場における、当日参加受付の実施。										

ウ みんなで元気アップ教室では、時間数の拡大により、グループ化に効果的なグループワークやグループウォーキングが実施できたことで、自主グループ立ち上げにつながった。

エ 自宅でもフレイル予防に取り組める機会を創出するため、Z o o mを使ったオンライン体操教室を6回試行した。参加者から接続困難などの問い合わせはなく、次回参加への意欲につながった。

3 令和5年度新規事業（6月開始予定）

感染症や悪天候の影響により、対面型の教室開催が困難な場合でも、フレイル予防に取り組める機会の創出、スマートフォン等の活用を促進するため、Z o o mを使ったオンライン体操教室などの事業を新規に実施する。

事業の詳細は別紙2のとおり。

4 今後の方針

(1) パークで筋トレや高齢者体力測定会等、各種事業への効果的な参加を促すとともに、地域で活動する自主グループが継続してフレイル予防に取り組めるよう、区が実施する事業のグループ活動への活用を含めた、重層的な展開を進める。

(2) フレイル予防事業全体の参加者数の増加につなげるため、周知方法を見直すほか、Aメールや区L I N E公式アカウントなど、S N Sを活用した情報発信を実施する。

【用語説明】

※1	フレイル	筋力や心身の機能などが低下した状態。適切な介入・支援（運動、栄養・口腔、社会参加）により維持回復が可能。
※2	「運動」	加齢による移動機能の低下や、筋肉の衰えを予防するための、ウォーキングのような有酸素運動やストレッチのような軽度の筋力トレーニングの実施。
※3	「栄養・口腔ケア」	筋肉を維持するため、毎食（1日3食）、たんぱく質を意識した栄養講座や、むせる、かたいものが食べにくいなど、口の機能の衰えを予防するための口腔ケア講座の実施。
※4	「社会参加」	趣味やボランティアなどに参加し、地域に役割を持って外出することで、加齢に伴う社会とのつながりの希薄化を予防するための、自主グループ活動の推進。
※5	はじめてのフレイル予防教室	65歳以上の方に、3年に1度届く「介護予防チェックリスト」でフレイルの恐れがある人を対象とした教室。介護予防運動指導員・看護師・管理栄養士等が、運動や口腔機能の向上、栄養状態の改善、認知症予防などを組み合わせた総合型メニューを実施。全12回1クールの連続講座型。
※6	みんなで元気アップ教室	地域でフレイル予防に取り組む自主グループの立ち上げを目標とした教室。コロナ禍で中止していた、グループワークの再開やグループウォーキングの実施により、地域で介護予防に取り組む自主グループを創出。全10回1クールの連続講座型。
※7	元気アップサポーター養成研修	介護予防に関する知識を深め、グループワークを通じて、フレイル予防の指南役を育成する教室。コロナ禍で活動継続が困難な既存の自主グループの代表者に対して、活動継続に向けたアドバイスを中心とした内容を追加。全8回1クールの連続講座型。
※8	高齢者体力測定会	高齢者が自身の健康状態と日頃の介護予防への取り組みを実感できることを目的とした体力測定会。測定内容は、握力や立ち上がり能力のテスト、最大歩幅、歩行速度の計測など、下肢筋力やバランス能力、転倒リスクの判定等に特化。

	名称	内容	主な会場	実施結果	
				実施回数	年間参加者数
【自己把握】	1 【高齢者体力測定会】	① 握力、立ち上がり、歩行状態、歩幅測定等、日常生活を継続するために必要な下肢筋力を中心とした測定。 ② 測定結果を当日会場で参加者に配付。 ③ 測定結果作成時間を使って、ミニ介護予防体操教室を実施。 ④ アリオ西新井会場は当日受付を実施。 ⑤ 毎月開催、区内7会場（毎月）。	① 区施設（地域学習センター、総合スポーツセンター、勤労福祉会館等） ② 民間施設連携（アリオ西新井店、トヨタモビリティ東京足立保木間店）	116回	485人
【介護予防のきっかけづくり】	2 【はじめてのフレイル予防教室】 *全12回1クールの連続講座	① 介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に、3年に1度実施する「介護予防チェックリスト」で、何らかの生活支援が必要と判定された方が対象。 ② 地域包括支援センターによる実態把握訪問調査によって参加案内。 ③ 高齢者施設の会場がコロナ理由による使用中止、変更あり。 ④ 区内25会場で上半期・下半期の年2期制。	① 区施設（地域学習センター[上期3、下期7]、住区センター[上期7、下期7]、勤労福祉会館[上期1]、その他区施設[上期6、下期4]） ② 民間施設連携（UR[上期1]、高齢者施設[上期4、下期5]、セントラルスポーツ[上期2、下期1]、ティップネス綾瀬[上期1、下期1]）	61クール	702人
	3 【はつらつ教室（室内型）】	① 運動講座に「栄養・口腔ケア」が身につく室内型（4日制）。 ② 各会場、通年実施。	① 区施設（地域学習センター[14か所]、総合スポーツセンター、勤労福祉会館） ② 民間施設連携（ティップネス綾瀬）	310回	623人
	4 【はつらつ教室（プール型）】 *全8回1クールの連続講座	① 水中ウォーキングを中心とした介護予防教室。 ② 年間3期に分けて実施。	① 千住温水プール ② 東綾瀬公園温水プール ③ スイムスポーツセンター（施設改修中のため中止）	6クール	94人
	5 【ふれあい遊湯う】	① 銭湯を会場に、フレイル予防のレクリエーション（体操、脳トレ等）を体験した後に入浴。 ② 事前申込制、昼食やカラオケの中止は継続。	① 区内銭湯（延べ36会場）	366回	2,228人
【グループ活動推進】	6 【みんなで元気アップ教室】 *全10回1クールの連続講座	① フレイル予防知識を学びながら、グループワークを通じて、終了後に自主グループ立ち上げを目標とした教室。 ② グループで決めたウォーキングコースを実際に歩く実習を実施。 ③ 区内26会場、上半期・下半期の年2規制で実施。	① 区施設（地域学習センター[上期10、下期6]、住区センター[上期6、下期9]、その他区施設[上期6、下期5]等） ② 民間施設連携（足立成和信用金庫[下期1]、UR[上期1、下期2]、高齢者施設[上期3、下期3]）	56クール	647人
	7 【元気アップサポーター養成研修】 *全8回1クールの連続講座	① グループ立ち上げや運営に興味がある方向けに、グループワーク、フレイル予防の基礎講座等を通じて、グループ活動継続のコツを学ぶ。 ② 区内5会場、上半期・下半期の年2期制で実施。	① 区施設（梅田地域学習センター、ギャラクシティ、総合ボランティアセンター） ② 民間施設連携（足立成和信用金庫、セントラルフィットネスクラブ竹の塚）	10クール	90人
【屋外活動】	8 【パークで筋トレ】	① 公園や広場などを利用して、指導員と一緒に軽い筋トレ、ストレッチなどを行う。 ② 全36会場で実施。	① 区内の公園や広場 ② 令和4年度2会場追加（伊興遺跡公園、南宮城公園）	796回	26,574人
	9 【ウォーキング教室】	① 指導員と一緒に、正しい姿勢の歩き方を教わりながら、自分の体力にあったコースを選べる。	① 区内の公園や広場	39回	491人

令和5年度介護予防新規事業

- 1 感染症や悪天候等で集合が困難な場合でも、自宅で介護予防事業に参加できる機会を創出する。
- 2 スマートフォンやタブレット等の使い方を学び、高齢者自身の生活に取り入れ、コミュニケーションの幅を広げる。
- 3 オンラインを使い、自ら情報を取得できるようになり、緊急時に活用できるようにする。
- 4 要支援、要介護認定を受けていない高齢者で、スマートフォンやタブレット、パソコンを持っている方を対象とする。

	名称	内容	主な会場	実施時間	定員
【オンライン】	1 【Zoomでオンライン体操教室】	① 椅子を使った座位のみの体操、他の介護予防事業の紹介。 ② スマートフォンを持っていない方向けに、区施設や高齢者施設等で集合参加方式の開催を検討。 ③ 毎週水曜日、同じ時間で開催（14時～14時30分）	① Zoom内	30分	20名 (最大50名まで対応可)
【対面型】	2 【Zoomでオンライン体操教室事前説明会】	① Zoomへスムーズに入室できるよう、端末操作を学ぶ。 ② 説明会の会場において、実際にZoomへの接続体験実施。 ③ ポータブルWi-Fiを委託事業者が用意、参加者は通信料無料。 ④ 毎月、区内5カ所ずつ開催	① 地域学習センター ② 千住西複合施設 ③ 総合ボランティアセンター ④ 勤労福祉会館	60分	20名
	3 【はじめてのスマホ教室（体験コース）】	① スマートフォンを持っていても、利用できていない高齢者が対象。 ② スマートフォンを使った脳トレやe-スポーツ（囲碁、将棋等）、YouTube鑑賞等の体験を通じて、インターネットを身近に感じてもらい、ICTに対するハードルを下げる。 ③ 毎月、区内2カ所ずつ開催。		120分	
	4 【はじめてのスマホ教室（基礎コース）】	① Wi-Fiの接続方法やLINEの使い方、QRコードの読み取り方法、リスク管理など、日常生活で使うことの多いスマートフォンの基本的な知識・操作が学べる。 ② 区の公式LINEアカウント、A-メール、防災アプリの登録。 ③ 毎月、区内3カ所ずつ開催。		120分	

【はじめてのスマホ教室の開催スケジュール】

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
西部	体験	基礎	基礎	体験	基礎	体験	基礎
千住	基礎	体験	基礎	基礎	体験	基礎	体験
中部	体験	基礎	体験	基礎	基礎	体験	基礎
東部	基礎	体験	基礎	体験	基礎	基礎	体験
北部	基礎	基礎	体験	基礎	体験	基礎	基礎

※区内全域で均等に参加できるよう、月5回開催（各ブロック1回）

※令和6年1～3月も同様のサイクルで実施予定

厚生委員会報告資料

令和5年6月29日

件名	令和4年度地域包括支援センター業務委託評価の概要及び結果について																																																																																																
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 地域包括ケア推進課																																																																																																
内容	<p>地域包括支援センター（※）業務の平準化及び質の向上や適正かつ公正な業務運営体制の確保を図る目的として実施した業務委託評価の概要及び結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>評価結果（改善要求）に基づいた地域包括支援センターの機能強化に向けたPDCAサイクルは、別紙3のとおり。</p> <p>※ 地域包括支援センターとは、65歳からの健康や介護に関する様々な相談を受け付ける窓口です。区内25か所あり、区が委託する公的な事業所です。</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 評価対象期間 令和4年4月1日～令和4年12月31日</p> <p>(2) 実施期間 令和5年1月23日（月）～令和5年2月1日（水）</p> <p>(3) 評価方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域包括支援センターによる自己評価 ② 区による履行評価、取組評価 ③ 地域包括支援センター運営協議部会委員による評価 <p>(4) 評価視点</p> <p>ア 履行評価・取組評価 足立区地域包括支援センター事業業務委託仕様書および各事業の活動報告書等に基づき、履行状況やハウカツの運営体制、事業ごとの取組状況等について委託元の視点で評価する。</p> <p>イ 委員評価 「委員評価チェックシート」等に基づき、地域特性、利用者への配慮等、利用者目線に立ち、専門的・客観的な立場で評価する。</p> <p>(5) 評価対象事業及び評価配点</p> <table border="1" data-bbox="395 1541 1524 2042"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価対象事業</th> <th>評価配点</th> <th>履行評価</th> <th>取組評価</th> <th>委員評価</th> <th>評価合計</th> <th>評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>運営体制</td> <td></td> <td>6点</td> <td>4点</td> <td>5点</td> <td>15点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>総合相談支援</td> <td></td> <td>6点</td> <td>4点</td> <td>5点</td> <td>15点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>権利擁護</td> <td></td> <td>6点</td> <td>4点</td> <td>5点</td> <td>15点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>包括的・継続的ケアマネジメント</td> <td></td> <td>6点</td> <td>4点</td> <td>5点</td> <td>15点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>在宅医療・介護連携推進</td> <td></td> <td>6点</td> <td>4点</td> <td>5点</td> <td>15点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>生活支援体制整備</td> <td></td> <td>6点</td> <td>4点</td> <td>5点</td> <td>15点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>認知症施策関連</td> <td></td> <td>6点</td> <td>4点</td> <td>5点</td> <td>15点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>地域ケア会議推進</td> <td></td> <td>6点</td> <td>4点</td> <td>5点</td> <td>15点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>家族介護者支援</td> <td></td> <td>6点</td> <td>4点</td> <td>5点</td> <td>15点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>寄り添い支援活動</td> <td></td> <td>6点</td> <td>4点</td> <td>5点</td> <td>15点</td> <td>10点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td>60点</td> <td>40点</td> <td>50点</td> <td>150点</td> <td>100点</td> </tr> </tbody> </table>		評価対象事業	評価配点	履行評価	取組評価	委員評価	評価合計	評点	1	運営体制		6点	4点	5点	15点	10点	2	総合相談支援		6点	4点	5点	15点	10点	3	権利擁護		6点	4点	5点	15点	10点	4	包括的・継続的ケアマネジメント		6点	4点	5点	15点	10点	5	在宅医療・介護連携推進		6点	4点	5点	15点	10点	6	生活支援体制整備		6点	4点	5点	15点	10点	7	認知症施策関連		6点	4点	5点	15点	10点	8	地域ケア会議推進		6点	4点	5点	15点	10点	9	家族介護者支援		6点	4点	5点	15点	10点	10	寄り添い支援活動		6点	4点	5点	15点	10点		合計		60点	40点	50点	150点	100点
	評価対象事業	評価配点	履行評価	取組評価	委員評価	評価合計	評点																																																																																										
1	運営体制		6点	4点	5点	15点	10点																																																																																										
2	総合相談支援		6点	4点	5点	15点	10点																																																																																										
3	権利擁護		6点	4点	5点	15点	10点																																																																																										
4	包括的・継続的ケアマネジメント		6点	4点	5点	15点	10点																																																																																										
5	在宅医療・介護連携推進		6点	4点	5点	15点	10点																																																																																										
6	生活支援体制整備		6点	4点	5点	15点	10点																																																																																										
7	認知症施策関連		6点	4点	5点	15点	10点																																																																																										
8	地域ケア会議推進		6点	4点	5点	15点	10点																																																																																										
9	家族介護者支援		6点	4点	5点	15点	10点																																																																																										
10	寄り添い支援活動		6点	4点	5点	15点	10点																																																																																										
	合計		60点	40点	50点	150点	100点																																																																																										

2 結果

区分	評点	該当数
良好	80点以上	19か所
普通	60点以上80点未満	6か所
不良	60点未満	0か所

3 主な改善要求（抜粋）

（1）運営体制

- ア 早期退職が多いため、原因を究明し人員を定着させること（2か所）。
- イ 3職種（※）の不在期間がないように、複数配置をすること（1か所）。
※ 3職種とは、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士のこと。

（2）総合相談支援業務

- ア 実態把握（※1）の拒否不在率（※2）を減少させること（9か所）。

<具体的な方法>

- ・ 不在だった曜日や時間を避け、間隔を空けてから訪問をすること。
- ・ 訪問をする数日前に、ポスティングで周知してから訪問をすること。
- ・ 月1回のブロック会議で、近隣の地域包括支援センターと情報を共有し、訪問方法を工夫すること。

※1 実態把握とは、予防の視点の取り組みで、介護予防チェックリストの結果、認知症やフレイルのリスクの高い高齢者に対する戸別訪問（早期発見・早期対応）」のこと。

※2 拒否不在率とは、地域包括支援センターの職員が、戸別訪問を行った結果、本人又は家族からの戸別訪問拒否や3回戸別訪問をしても不在だった割合のこと。

- イ 計画的に取り組み、月1回以上の履行状況の確認を行うこと（9か所）。

4 今後の対応

（1）事業計画書を作成【4月下旬】

地域包括支援センターは、評価結果及び改善要求を反映した「令和5年度事業計画書」を作成する。

（2）事業計画ヒアリング【5/26～7/5】

各事業担当と地域包括支援センターで、「令和5年度事業計画書」に基づきヒアリングを行い、より良い業務運営を目指し目的を共有する。

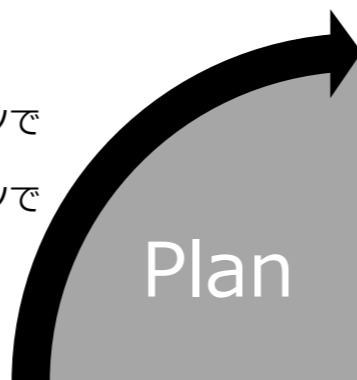
～ 令和4年度評価から令和5年度の計画まで ～

地域包括支援センター＝ホウカツ

事業計画を立てる（ホウカツ）3月中旬～4月下旬

運営方針・仕様書・評価結果（改善要求）に基づいた令和5年度事業計画書を作成

- 1 足立区と受託法人で契約を締結
- 2 地域包括ケア推進課・高齢福祉課・絆づくり担当課とホウカツで目的を共有
- 3 地域包括ケア推進課・高齢福祉課・絆づくり担当課とホウカツで契約内容の計画をヒアリング（5/26～7/5）

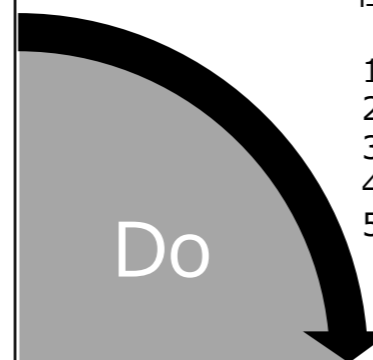


事業計画を実行する（ホウカツ）

委託契約内容を実施（10事業）

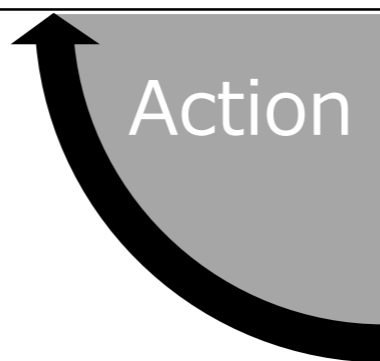
仕様書に基づいた委託業務を実施

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 運営体制 | 6 生活支援体制整備 |
| 2 総合相談支援 | 7 認知症施策関連 |
| 3 権利擁護 | 8 地域ケア会議推進 |
| 4 包括的・継続的ケアマネジメント | 9 家族介護者支援 |
| 5 在宅医療・介護連携推進 | 10 寄り添い支援活動 |



業務改善を行う（ホウカツ）2月上旬～3月下旬

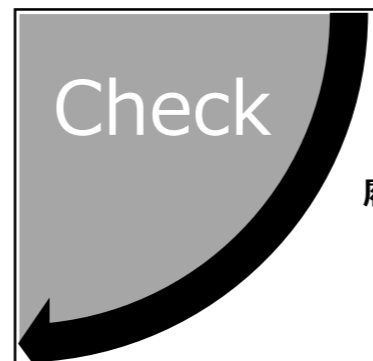
評価結果に基づいた改善要求（運営体制や事業計画など）



		不良	普通	良好
評 点		60点未満	60点以上80点未満	80点以上
該 当 数		0か所	6か所	19か所
①	センター長ヒアリング	(2/6～2/9) 地域包括ケア推進課とセンター長が 履行状況や取組内容を確認		—
②	評価結果ヒアリング	(3/9～3/29) 地域包括ケア推進課とセンター長等（法人の代表者等）が 指摘事項を共有		
	改善要求	地域包括ケア推進課からセンター長等に、評価結果に基づく 各事業毎の業務内容の改善やサービスの質の向上を要求		
③	出張研修 （普通以下6か所）	(4月～12月) 基幹ホウカツと地域包括ケア推進課で ホウカツに出向き改善要求に基づいた 出張研修を開催		—

履行状況を評価する（足立区）1月中旬～2月上旬

履行状況をできるだけ数値化した項目で客観的評価を実施



		自己評価（228項目・9月頃）	
①	評 価 者	ホウカツの職員	
	評 価 視 点	厚生労働省が作成したホウカツの運営マニュアル及び区の運営方針に基づき、実践の振り返り及び業務に対する気づき	
		履行評価（15項目）	取組評価（235項目）
②	評 価 者	地域包括ケア推進課、高齢福祉課、絆づくり担当課（3課6係：約30名）	
	評 価 視 点	委託仕様書の履行状況	履行状況の取組内容
		委員評価	
③	評 価 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営協議部会員 （学識：大口氏、区民代表：足立区友愛クラブ連合会、足立区民生・児童委員協議会、足立区町会・自治会連合会） ・ 区管理職（地域包括ケア推進課、高齢福祉課、介護保険課、絆づくり担当課） 	
	評 価 視 点	利用者目線に立ち専門的・客観的	

厚生委員会報告資料

令和5年6月29日

件名	令和5年度元気応援ポイント事業におけるボランティア活動の活性化策について															
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課															
内容	<p>3年間にわたるコロナ禍で、ボランティア活動を思うようにできない状況が続いていたが、令和5年度は、新規・拡充キャンペーン等の実施を契機に、ボランティア活動の再始動につなげていく。</p> <p>※ 令和5年度の活動期間は、令和5年8月1日から令和6年7月31日</p>															
	<p>1 元気応援ポイント事業とは</p> <p>介護サービスを利用していない高齢者がボランティア活動を行った場合に、活動交付金を交付することで、高齢者の地域貢献を奨励・支援し、社会参加活動を通じた介護予防を推進する事業。</p>															
	<p>2 新規活性化策</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 866 397 927"></th> <th data-bbox="397 866 683 927">項目</th> <th data-bbox="683 866 968 927">変更前</th> <th data-bbox="968 866 1490 927">変更後（令和5年度限り）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 931 397 1514">①</td> <td data-bbox="397 931 683 1514">ポイントの付与</td> <td data-bbox="683 931 968 1514">ボランティア活動を行うと、1時間あたり1スタンプ=100ポイント=100円。</td> <td data-bbox="968 931 1490 1514">変更なし。 （新規）スタートアップ&リ・スタートキャンペーン 新規登録した方、既にボランティア登録している方が、<u>5スタンプ以上ボランティア活動を行うと、通常ポイントにプラス1,000ポイント。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1518 397 1742">②</td> <td data-bbox="397 1518 683 1742">活動交付金申請に必要なスタンプ数</td> <td data-bbox="683 1518 968 1742">10スタンプ以上たまと活動交付金を申請することができる。</td> <td data-bbox="968 1518 1490 1742">5スタンプ以上たまと、活動交付金を申請することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1747 397 2078">③</td> <td data-bbox="397 1747 683 2078">活動交付金の年度の上限</td> <td data-bbox="683 1747 968 2078">100スタンプ=上限10,000円。</td> <td data-bbox="968 1747 1490 2078">（新規）100スタンプ達成ボーナスポイントプレゼント <u>100スタンプ達成者は、（新規）スタートアップ&リ・スタートキャンペーンの1,000ポイントに加え、さらにプラス1,000ポイント。上限12,000円。</u></td> </tr> </tbody> </table>		項目	変更前	変更後（令和5年度限り）	①	ポイントの付与	ボランティア活動を行うと、1時間あたり1スタンプ=100ポイント=100円。	変更なし。 （新規）スタートアップ&リ・スタートキャンペーン 新規登録した方、既にボランティア登録している方が、 <u>5スタンプ以上ボランティア活動を行うと、通常ポイントにプラス1,000ポイント。</u>	②	活動交付金申請に必要なスタンプ数	10スタンプ以上たまと活動交付金を申請することができる。	5スタンプ以上たまと、活動交付金を申請することができる。	③	活動交付金の年度の上限	100スタンプ=上限10,000円。
	項目	変更前	変更後（令和5年度限り）													
①	ポイントの付与	ボランティア活動を行うと、1時間あたり1スタンプ=100ポイント=100円。	変更なし。 （新規）スタートアップ&リ・スタートキャンペーン 新規登録した方、既にボランティア登録している方が、 <u>5スタンプ以上ボランティア活動を行うと、通常ポイントにプラス1,000ポイント。</u>													
②	活動交付金申請に必要なスタンプ数	10スタンプ以上たまと活動交付金を申請することができる。	5スタンプ以上たまと、活動交付金を申請することができる。													
③	活動交付金の年度の上限	100スタンプ=上限10,000円。	（新規）100スタンプ達成ボーナスポイントプレゼント <u>100スタンプ達成者は、（新規）スタートアップ&リ・スタートキャンペーンの1,000ポイントに加え、さらにプラス1,000ポイント。上限12,000円。</u>													

3 拡充・見直し

	項目	変更前	変更後（令和5年8月以降）
④	1日の活動ポイント上限の見直し	1日の上限ポイントは、200ポイント（=2スタンプ）	（拡充） 1日の上限ポイントは、 <u>300</u> ポイント（= <u>3</u> スタンプ）
⑤	ご近所の身近なボランティア活動（ゴミ出し支援など）（※1）	5回実施すると、100ポイント＝100円	（拡充） <u>2</u> 回実施すると、100ポイント＝100円
⑥	介護予防に取り組む自主グループ活動に対する支援	自分の介護予防のために取り組んでいたため、対象外であった。	（見直し） 地域包括支援センターが関わり、介護予防教室等を通じて立ち上がった自主グループ（※2）で、 <u>世話役としての活動を行った場合に、1時間100ポイントを付与</u>

※1 令和4年8月から、ご近所の身近なボランティア活動（1回あたり10分程度のゴミ出し支援など）を事業対象に加えた。

※2 住民主体で介護予防に資する地域活動（月1回以上、3人以上）に取り組むグループ

4 所要額

令和5年度予算（活動交付金分13,000千円）の範囲内で実施する。

5 実績（参考）

これまでも元気応援ポイント事業の見直しを行ってきたが、コロナ禍の影響で、ボランティア活動の実績はコロナ以前の水準まで回復していない。

《参考》交付金実績など

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	2,732名	2,724名	2,683名	2,677名
交付人数	1,093名	968名	413名	451名
決算額	4,621,900円	4,112,700円	1,987,300円	2,222,100円
受入施設数	373カ所	385カ所	378カ所	382カ所

6 今後の方針

スタートアップ & リ・スタートキャンペーンやポイントの見直し等について、あだち広報やホームページなどで周知を行い、アフター・コロナにおけるボランティア活動の活性化を促進する。

厚生委員会報告資料

令和5年6月29日

件名	令和4年度 生活保護の執行状況について																																
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課																																
内容	<p>令和4年度における生活保護の執行状況について報告する。</p> <p>1 保護人員・保護世帯数 及び 相談件数等の推移（詳細は別紙4を参照）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年4月1日</th> <th>令和4年4月1日</th> <th>令和5年4月1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護人員数</td> <td>24,191人</td> <td>23,967人</td> <td>23,670人</td> </tr> <tr> <td>保護世帯数</td> <td>18,976世帯</td> <td>18,913世帯</td> <td>18,817世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和3年度総数</td> <td>令和4年度総数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>6,015件</td> <td>6,173件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請件数</td> <td>2,106件</td> <td>2,135件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開始件数</td> <td>1,981件</td> <td>2,017件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃止件数</td> <td>1,979件</td> <td>2,111件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	保護人員数	24,191人	23,967人	23,670人	保護世帯数	18,976世帯	18,913世帯	18,817世帯		令和3年度総数	令和4年度総数		相談件数	6,015件	6,173件		申請件数	2,106件	2,135件		開始件数	1,981件	2,017件		廃止件数	1,979件	2,111件	
		令和3年4月1日	令和4年4月1日	令和5年4月1日																													
	保護人員数	24,191人	23,967人	23,670人																													
	保護世帯数	18,976世帯	18,913世帯	18,817世帯																													
		令和3年度総数	令和4年度総数																														
	相談件数	6,015件	6,173件																														
	申請件数	2,106件	2,135件																														
	開始件数	1,981件	2,017件																														
	廃止件数	1,979件	2,111件																														
	<table border="1"> <caption>保護人員数・保護世帯数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保護人員数</th> <th>保護世帯数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>24,191</td> <td>18,976</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>23,967</td> <td>18,913</td> </tr> <tr> <td>5年度</td> <td>23,670</td> <td>18,817</td> </tr> </tbody> </table>	年度	保護人員数	保護世帯数	3年度	24,191	18,976	4年度	23,967	18,913	5年度	23,670	18,817																				
年度	保護人員数	保護世帯数																															
3年度	24,191	18,976																															
4年度	23,967	18,913																															
5年度	23,670	18,817																															
<table border="1"> <caption>相談・申請・開始・廃止件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>相談</th> <th>申請</th> <th>開始</th> <th>廃止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度</td> <td>6,015</td> <td>2,106</td> <td>1,981</td> <td>1,979</td> </tr> <tr> <td>4年度</td> <td>6,173</td> <td>2,135</td> <td>2,017</td> <td>2,111</td> </tr> </tbody> </table>	年度	相談	申請	開始	廃止	3年度	6,015	2,106	1,981	1,979	4年度	6,173	2,135	2,017	2,111																		
年度	相談	申請	開始	廃止																													
3年度	6,015	2,106	1,981	1,979																													
4年度	6,173	2,135	2,017	2,111																													
<p>【足立区の生活保護の状況】※令和4年7月31日現在 東京都福祉保健局調べ</p> <p>(1) 保護世帯数 23区1位 18,830世帯 (2位は江戸川15,491世帯)</p> <p>(2) 保護率 23区2位 3.43% (1位は台東区3.47%)</p> <p>【受給者の推移】</p> <p>(1) 新型コロナウイルスの影響による受給者の顕著な増加は見られなかった。</p> <p>(2) 4月1日の保護人員数は4年連続減少、保護世帯数は令和3年度に一時的に増加したが、その後2年連続で減少した。</p>																																	

2 令和4年度の新たな取り組み

(1) 生活保護制度周知への取り組み

必要な方に制度が行き届くよう、ためらわずに相談してほしいことを周知。

ア 制度周知ポスター制作（11月）

イ SNSでの周知回数及び内容の見直し（8月）

（Facebook、twitterへの投稿増、扶養照会は必須ではないこと等、申請をためらう方への発信強化）。

【考察・今後の課題】

ア twitterインプレッション数（画面表示された人の

数）の月平均数は、見直し前6,183人/月→見直し後42,091人/月

イ 情報が届きにくい、発信しにくい在宅高齢者等への周知方法の工夫が必要
⇒地域包括支援センターとの交流会実施など連携強化で早めの支援



(2) 職員育成、職員欠員対策の重点化（4年度検討、5年度開始）

5年4月から、各福祉課の若手の業務経験職員を業務改善担当（7名）として生活保護指導課に配置。

ア 研修体制の見直し

業務改善担当が現場に入り、新採職員や若手職員への基礎的な福祉的対応力の向上、業務手順の共通化を進めるOJT等を開始。

イ 職員欠員への職員補充（5年4月1日現在計9名の職員が欠員）

男性職員の育休取得の推進等、今後さらに進む職員欠員状況への対応として、業務改善担当が欠員現場に入りサポートを開始。

【考察・今後の課題】

ア 転入者・新採者への研修やOJTとあわせ、年度当初から欠員対応を実施

イ 現場に入ることによって6福祉課の業務手順の違いが見えた事項⇒最も効率的な手順に寄せるなど、業務の共通化も研修に反映し並行して実施

(3) 生活保護での介護支援力向上への取り組み

高齢受給者の増加への対応、介護支援力を向上させるための取り組み。

ア 地域包括支援センターとの交流会実施

「ハウカツ」との連携を高めることを目的に各福祉課で実施。

イ 介護扶助適正化専門員業務の集約（4年10月から）

介護事業者への対応や即応性向上のため、各福祉課に配置していた専門員を生活保護指導課に配置し業務を集約。

【考察・今後の課題】

- ア 「ホウカツ」との交流会、5年度は全福祉課、全地区で開催予定
- イ 医師会等と開催する医療介護連携研修など、連携を強化するための研修等へ積極的に職員を派遣し、他機関との連携意識を高めていく。

(4) 子どものいる世帯への取り組み

生活保護世帯の子どもたちに経済的な理由で将来への希望をあきらめさせない取り組み。

ア 「子どもの未来応援リーフレット」

子どものいる世帯への訪問時にリーフレットで親子へ支援制度を説明。支援制度の見える化と制度説明内容の共通化を図る（4年度作成、5年度から配布開始）。



【考察・今後の課題】

- ア 子どもの支援について将来にわたって見える化⇒生活保護だけでなくそれ以外の支援も記載し、生活保護ありきでない廃止後の支援も提示
- イ 学習以外の習い事など「体験」への経済的な支援について、生活保護以外の世帯とのバランスにも配慮しながら今後検討を進めていく。

3 生活保護制度適正化への取り組み

(1) 受給者の収入申告額と課税データ収入額との突合調査（国が定める調査）

		令和3年度調査 (令和2年收入)	令和4年度調査 (令和3年收入)
突合件数 (A)		28,560件	28,559件
収入額に差異があった件数 (B)		2,831件	2,374件
差異率 (B/A)		9.9%	8.3%
Bのうち、返還決定件数 (C)		228件	250件
Bのうち、返還決定率 (C/B)		8.0%	10.5%
(内訳) 適用及び 決定額	法第78条 (不正受給によるもの)	109件 5,662万円	134件 6,249万円
	法第63条 (78条以外のもの)	119件 697万円	116件 562万円
	返還決定合計額	6,359万円	6,811万円

【考察・今後の課題】

ア コロナ禍で職員による受給者訪問、現況確認が困難な中で、経済活動が徐々に再開したことで不正受給が増えたと推察できる。

イ 再開した受給者訪問で収入状況確認や注意喚起を重点的に行い、不正受給については強制徴収を行うなど、厳正な債権管理対応をしていく。

(2) 年金受給権の調査

生活保護受給者の年金等受給権を確認・請求して適正な保護費算定（年金を収入として認定し保護費を算定）を実施

国民年金、厚生年金、企業年金等		令和3年度	令和4年度
年金等の受給権を確認・請求した件数		662件	546件
(内訳) 収入認定 した件数	年金等	600件	491件
	年金基金	48件	30件
	一時金	14件	25件

【考察・今後の課題】

ア 足立区の高齢化率同様、受給者も高齢化しており、制度が複雑な受給者の年金情報を漏れなく捕捉し適切に対応していくことが必要。

イ 現在は各福祉課に配置されている「資産調査専門員」が中心となって年金調査を実施しているが、さらに効率的な業務体制やノウハウの蓄積を行うため執行体制の見直し検討を進めていく。

(3) 医療扶助の適正化

ア 生活保護受給者のジェネリック医薬品の使用数量割合

	令和2年6月	令和3年6月	令和4年6月	令和5年2月
足立区	88.7%	89.5%	88.2%	87.8%
【参考】23区平均	87.8%	89.5%	87.5%	

※ (ジェネリック使用数量) ÷ (ジェネリック対応可医薬品使用数量)

イ ジェネリック医薬品による医療扶助費削減効果 (推計値)

年度	1年間の削減効果額
令和2年度	約9億5,973万円
令和3年度	約9億4,286万円
令和4年度	約8億2,264万円

【考察・今後の課題】

① 令和4年度は、全国的なジェネリック医薬品の供給不足から、使用数

量割合が減少した。

- ② 受給者が医療受診の際に必要な医療券について、国は医療券のマイナンバーカード化を予定しており、混乱が生じないように受給者や医療機関への周知を丁寧に行っていく。

(4) 就労支援

令和4年度から、足立福祉事務所、くらしとしごとの相談センターそれぞれ実施していた就労支援事業を、令和4年度から一体的（包括的）に実施した。

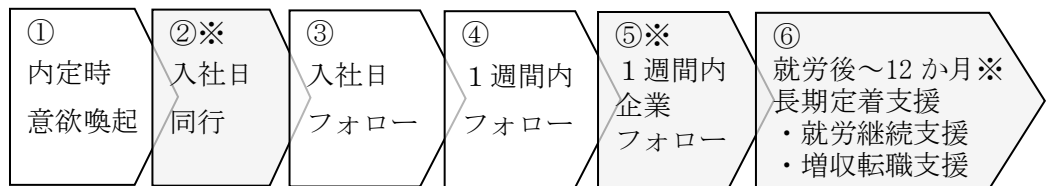
【就労支援事業とは】

生活困窮者・生活保護受給者の自立に向け、就労に向けた支援を行う事業

- ① 足立区では（株）パソナに事業委託により実施
- ② 事業者は就労支援事業の実績があり、就労に向けた講座の開催や支援、求人開拓のノウハウがあり、令和4年度から5年間の複数年契約を締結

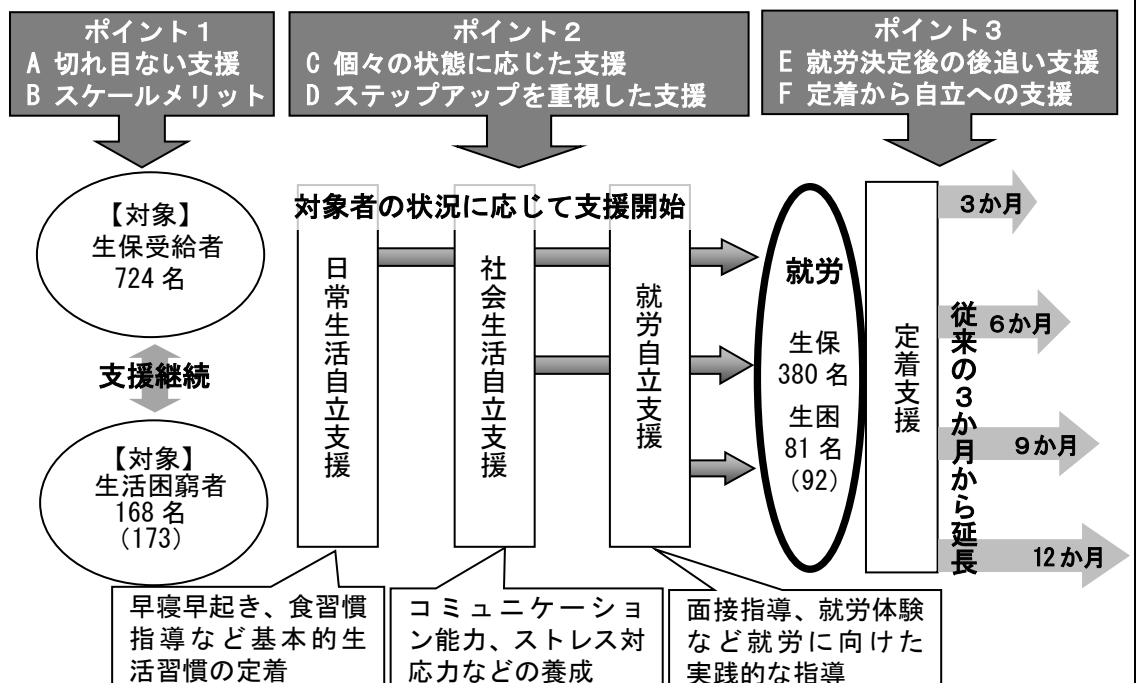
【「包括的」就労支援のポイント】

- ① 定着支援【6つのプロセス】を導入



※印は、従来にはなかった今年度からの取り組み（定着支援：従来は3か月）

- ② 「生活困窮」と「生活保護」とで実施していた就労支援事業を一本化



※（ ）内は令和3年度数値、生活受給者は当該事業者委託初年度のため比較可能な数値なし

ア 就労前の準備講座の実施（グループ・個別プログラムの実施状況）

① グループプログラム（5～10人グループによる基礎的な課題別講座）

講座数	主な内容	開催数	生保	生困	計
57	硬筆書写、農業体験、居場所プログラム、パソコンセミナー（超入門～応用）、説明力講座、傾聴講座、介護、清掃など就労体験、企業説明会参加	241回	962人	668人	1630人

② ジョブトレーニング（5～10人グループによる実践的トレーニング）

講座数	主な内容	開催数	生保	生困	計
41	講座「初対面の人と話すには」、農業体験、履歴書作成、面接対策、ジョブカード活用法、企業セミナー、おしごと体験	80回	309人	239人	548人

考察⇒参加者それぞれの就労に必要な準備を専門的視点で判断し、幅広いメニューで仕事への「構え」を整えることが可能となった。

イ 切れ目のない支援

参加者が支援途中で生活保護開始（生活困窮者→生保受給者）、または廃止となっても、切れ目のない支援が可能。

開始時属性	支援者数	支援途中での属性変更	該当者数
生保受給者	724人	生保廃止 生保受給者→生活困窮者	13人
生活困窮者	168人	生保開始 生活困窮者→生保受給者	2人
合計	892人		15人

考察⇒昨年度までの事業形態では、属性の変化で事業者も替わり、就労支援を初期から再度行う必要があった。

ウ 就労実績（4月～3月末実績）

	支援者数 (3月末)	就労者数 (3月末)	就労率 (3月末)	【参考】 就労率 (9月末)	【参考】 就労率 ポイント
生保受給者	724人	380人	52.5%	28.7%	+23.8P
生活困窮者	168人	81人	48.2%	45.7%	+2.5P
合計	892人	461人	51.7%	31.5%	+20.2P

考察⇒今年度から生保・生活困窮とで一本化した事業のため、上半期よりも下半期に就労実績の上昇がみられた。

エ 定着実績（4月～3月末実績）

定着期間	生保受給者			生活困窮者		
	対象者	継続者	定着率	対象者	継続者	定着率
3か月	222人	184人	82.9%	69人	53人	76.8%
6か月	121人	90人	74.4%	34人	22人	64.7%
9か月	46人	31人	67.4%	17人	12人	70.6%

考察⇒生保受給者の定着率は3か月→9か月△15.5ポイントで、生活困窮者は△6.2ポイント。生活困窮者は職を求めて来所相談する方が多く、就労意欲が比較的高いことから、自分に適した職を慎重に選んでいるものと推察される。

オ 就労が困難な要因（面談等で把握できた要因）

	就労困難 要因あり	就労困難要因内訳					
		身体 疾病	メンタル	高齢	刑余者	外国人	ひとり親
生保受給者	85.1%	71.8%	51.3%	4.4%	3.6%	3.9%	5.4%
生活困窮者	86.3%	33.8%	75.2%	10.3%	0.0%	2.1%	0.0%
合計	85.3%	64.5%	55.8%	5.5%	2.9%	3.5%	4.3%

考察⇒就労困難要因の特定は、適正な就労を進めるうえで、本人にとっても受け入れ先企業にとっても重要。現在の事業者においては精神保健福祉士など専門職のメンバーが要因特定を行っている。

4 生活保護費の改定

令和5年10月1日、国から生活保護費基準額の改定内容が示された（前回改定は平成30年10月、5年に1回改定サイクル）。

(1) 改定のポイント

ア 子どものいる世帯への生活扶助（食費や光熱水費等）基準額の増額傾向（一部減額となる世帯もあり）

イ 一人あたり月額1,000円を令和6年度まで特例的に加算

ウ イの加算でも現行より減額となる世帯は令和6年度まで現行額を継続

※令和7年度以降の基準については、国が改めて検討予定

(2) 主な世帯類型における生活扶助（食費や光熱水費）の改定額

世帯類型	改定前	改定後	増減率
30歳代夫婦子1人（子:3～5歳）	14.7万円	15.3万円	+4.2%
40歳代夫婦子2人（子:小・中学生）	17.8万円	18.1万円	+1.5%
30歳代母子（子:小学生）	12.2万円	12.2万円	+0.2%
40歳代母子（子:小・中学生）	15.1万円	15.5万円	+3.1%
65歳夫婦	12.0万円	12.1万円	+0.8%
75歳夫婦	11.2万円	11.2万円	0.0%
50歳代单身	7.7万円	7.7万円	0.0%
65歳单身	7.7万円	7.7万円	0.0%
75歳单身	7.2万円	7.2万円	0.0%

(3) 足立区の主な世帯類型ごとの状況（令和5年5月1日受給世帯で試算）

世帯類型	世帯数 (世帯)	生保世帯に 占める割合	改定による影響	
			保護費増	変更なし
子（18歳以下）の いる世帯	世帯 1,138	% 6.1	世帯 919	世帯 219
母子世帯	770	4.1	640	130
母子世帯以外	368	2.0	279	89
高齢者（65歳以上） のみの世帯	10,180	54.6	3,648	6,532
単身世帯	9,205	49.4	3,087	6,118
単身以外世帯	975	5.2	561	414
上記以外の世帯	7,329	39.3	1,043	6,286
合計	18,647	100	5,610	13,037

(4) 今後の予定

- ア 10月の改定に合わせ、生活保護システム改修へ着手する。
- イ 生活保護費全体の増額は約2,200万円の見込みであり、今後追加の予算措置が必要かどうか、受給者の推移も見ながら判断する。
- ウ 今回の改定について全受給世帯へ9月中旬に通知する。

5 問題点・今後の方針

- (1) 物価高騰による受給者数の推移について引き続き注視が必要である。
- (2) 今後、コロナ禍で一部制限されていた対面支援や受給者訪問など、本格的に取り組みを再開する。

1 生活保護人員数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	23,670											
(対前年比)	98.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
令和4年度	23,967	23,944	23,974	23,972	23,992	23,973	23,946	23,967	23,950	23,875	23,856	23,866
(対前年比)	99.1%	98.9%	99.1%	99.3%	99.4%	99.0%	98.7%	98.9%	98.8%	98.5%	98.7%	98.7%
令和3年度	24,191	24,207	24,184	24,146	24,147	24,219	24,257	24,240	24,239	24,236	24,173	24,173

※保護停止中のものを含む

2 生活保護世帯数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	18,817											
(対前年比)	99.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
令和4年度	18,913	18,905	18,934	18,951	18,972	18,965	18,944	18,988	18,958	18,922	18,909	18,929
(対前年比)	99.7%	99.4%	99.7%	99.8%	99.9%	99.6%	99.4%	99.7%	99.5%	99.2%	99.4%	99.4%
令和3年度	18,976	19,014	18,999	18,982	18,991	19,046	19,061	19,052	19,059	19,068	19,028	19,041

※保護停止中のものを含む

3 相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	483	531	570	494	529	519	529	534	425	514	514	531	6,173
(対前年比)	98.6%	112.3%	105.4%	98.0%	98.0%	99.6%	102.5%	102.7%	93.6%	106.4%	112.7%	102.7%	102.6%
令和3年度	490	473	541	504	540	521	516	520	454	483	456	517	6,015

※相談件数は実件数

4 申請件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	153	168	207	194	179	175	182	208	152	163	171	183	2,135
(対前年比)	92.2%	93.9%	130.2%	104.3%	90.9%	90.2%	102.8%	121.6%	87.4%	82.7%	133.6%	102.8%	101.4%
令和3年度	166	179	159	186	197	194	177	171	174	197	128	178	2,106

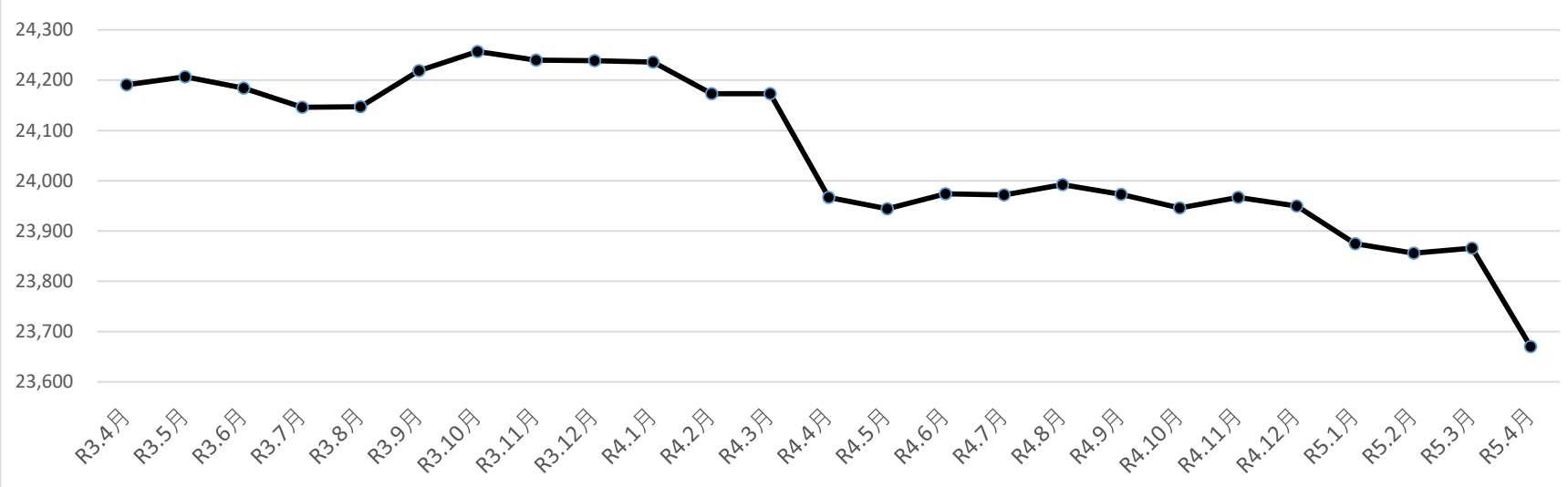
5 開始件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	145	142	176	174	178	173	153	209	175	135	160	197	2,017
(対前年比)	90.1%	87.1%	119.7%	115.2%	107.2%	85.6%	93.9%	125.9%	97.2%	80.8%	115.1%	111.9%	101.8%
令和3年度	161	163	147	151	166	202	163	166	180	167	139	176	1,981

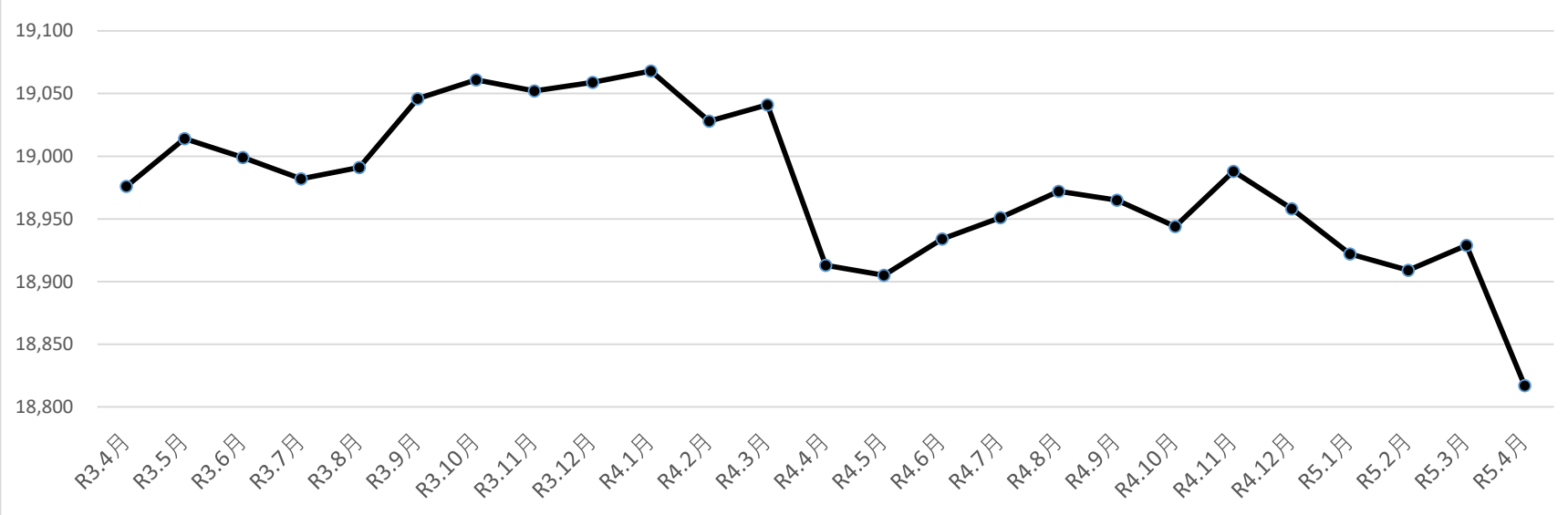
6 廃止件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	150	147	157	157	180	174	165	205	171	173	177	255	2,111
(対前年比)	120.0%	90.7%	93.5%	100.0%	122.4%	117.6%	94.3%	118.5%	108.2%	96.6%	108.6%	113.8%	106.7%
令和3年度	125	162	168	157	147	148	175	173	158	179	163	224	1,979

生活保護人員数の推移

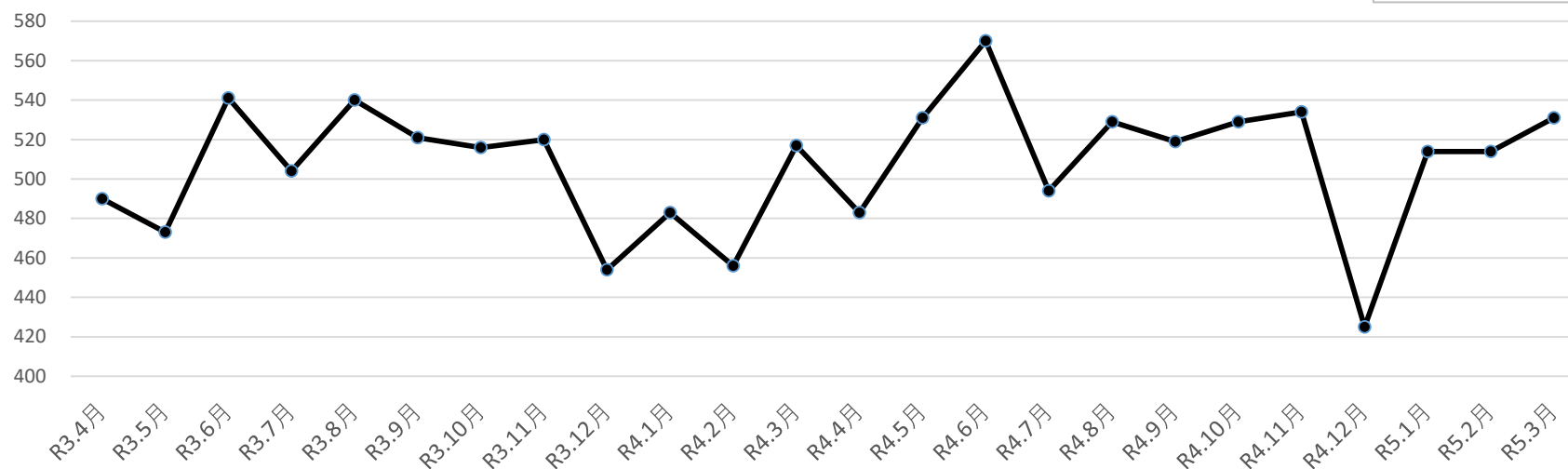


生活保護世帯数の推移

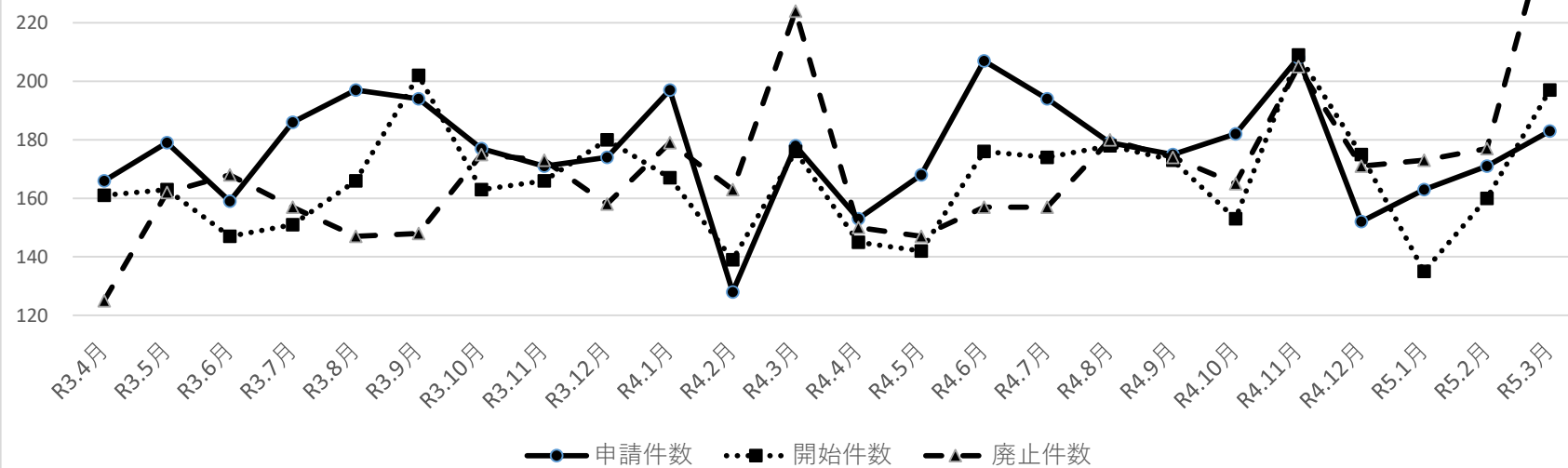


生活相談件数の推移

別紙4-4



生活保護の申請件数、開始件数、廃止件数



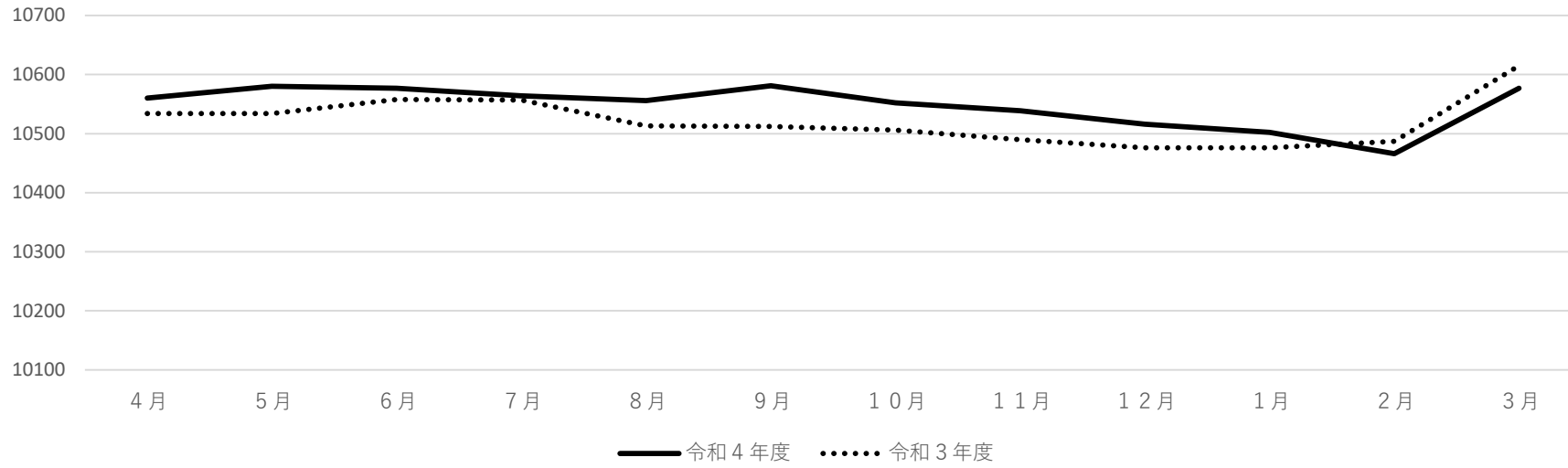
7 世帯類型別世帯数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和4年度	高齢者世帯	10,484	10,468	10,450	10,442	10,436	10,413	10,372	10,379	10,327	10,298	10,273	10,399	
	(対前年比)	99.3%	98.9%	98.8%	98.8%	98.9%	98.4%	98.3%	98.5%	98.2%	98.1%	98.2%	98.3%	
	内訳	単身	9,428	9,416	9,396	9,401	9,396	9,379	9,351	9,366	9,317	9,284	9,270	9,393
		2人以上	1,045	1,040	1,042	1,041	1,040	1,034	1,021	1,013	1,010	1,014	1,003	1,006
	高齢者世帯以外	8,363	8,370	8,424	8,449	8,477	8,488	8,509	8,556	8,580	8,570	8,582	8,480	
	(対前年比)	99.8%	99.7%	100.6%	100.9%	101.0%	100.7%	100.6%	101.2%	101.1%	100.7%	101.0%	100.9%	
令和3年度	高齢者世帯	10,560	10,580	10,577	10,564	10,556	10,581	10,552	10,539	10,516	10,502	10,466	10,577	
	内訳	単身	9,453	9,478	9,480	9,460	9,456	9,475	9,455	9,447	9,431	9,421	9,398	9,508
		2人以上	1,107	1,102	1,097	1,104	1,100	1,106	1,097	1,092	1,085	1,081	1,068	1,069
	高齢者世帯以外	8,379	8,397	8,376	8,374	8,395	8,426	8,458	8,458	8,487	8,509	8,494	8,401	

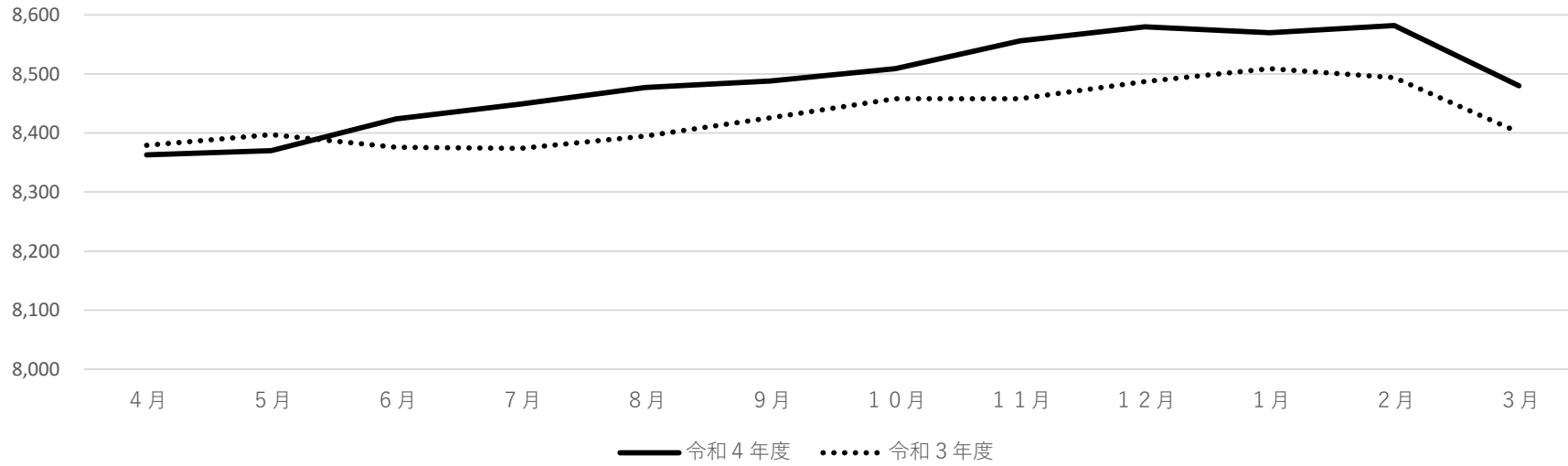
※保護停止中のものを含まない

高齢者世帯数の推移

別紙4-6



高齢者世帯以外の世帯数の推移

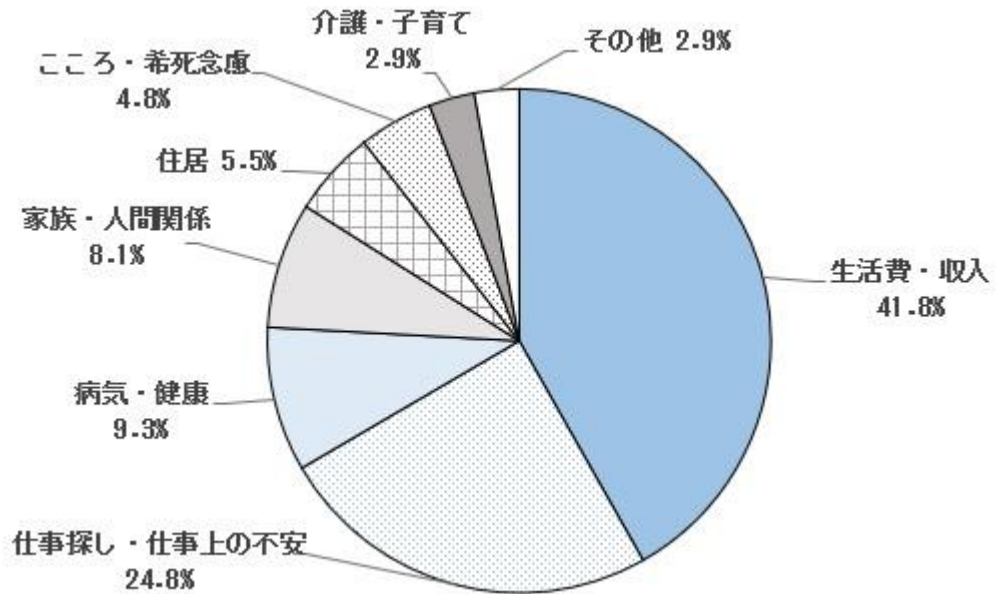


厚生委員会報告資料

令和5年6月29日

件名	令和4年度 生活困窮者自立支援事業の実績報告について										
所管部課名	福祉部足立福祉事務所くらしとしごとの相談センター										
内容	<p>令和4年度における生活困窮者自立支援事業の実績を以下のとおり報告する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>【生活困窮者自立支援事業とは】</p> <p>1 目的 仕事や生活など経済的に困窮し、最低限度の生活維持ができなくなるおそれのある方に対し、生活保護に至る前の段階で包括的な支援を行う。</p> <p>2 根拠 国の生活困窮者自立支援法が示す支援メニュー（包括的な自立相談支援、就労準備支援、子どもの学習・生活支援など）に基づく。</p> <p>3 支援の方針 相談者の悩みや思いを丁寧に聴き、仕事・くらし・健康状態など個々の事情に応じた支援を提供し、相談者に継続的に寄添うことにより、相談者の自立を支援する。</p> </div> <p>1 自立相談支援事業</p> <p>概要 生活や仕事等に困る方々の各種相談を受け、必要な支援につなげる事業</p> <p>(1) 相談受付実績</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">(件数) 相談受付件数 (年度推移)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>相談受付件数 (件数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R元年度</td> <td>5,063</td> </tr> <tr> <td>R2年度</td> <td>6,064</td> </tr> <tr> <td>R3年度</td> <td>6,876</td> </tr> <tr> <td>R4年度</td> <td>5,640</td> </tr> </tbody> </table> </div>	年度	相談受付件数 (件数)	R元年度	5,063	R2年度	6,064	R3年度	6,876	R4年度	5,640
年度	相談受付件数 (件数)										
R元年度	5,063										
R2年度	6,064										
R3年度	6,876										
R4年度	5,640										

【参考】相談内容別内訳



《主なつながり先》 ※上位5カ所

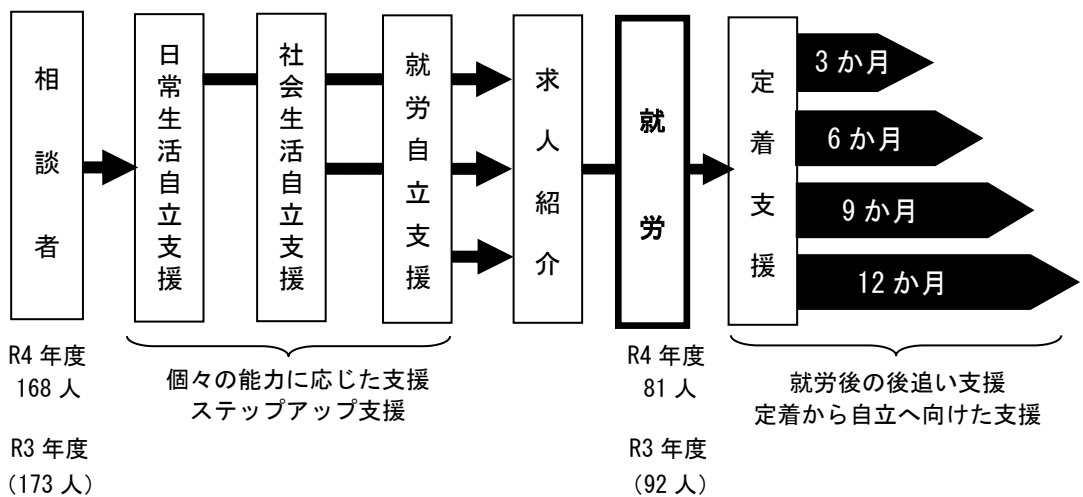
ハローワーク、福祉課、保健センター、地域包括支援センター、
ジョブサポートあだち（就労準備支援事業者）

- (2) 相談件数の減少（令和3年度比 △1, 236件）の主な理由は、国の支援金申請（新型コロナ生活困窮者自立支援金）のピークアウトに伴い、就労や家計の相談等が減少したことによる。
- (3) 依然として生活に困る方々の相談数は高い水準にあり、個々に寄添う丁寧な支援は引き続き必要である。

2 就労準備支援事業（委託先：株式会社パソナ）

概要 各種就労スキル取得のための就労準備支援（対象：すぐに就労が困難な方）

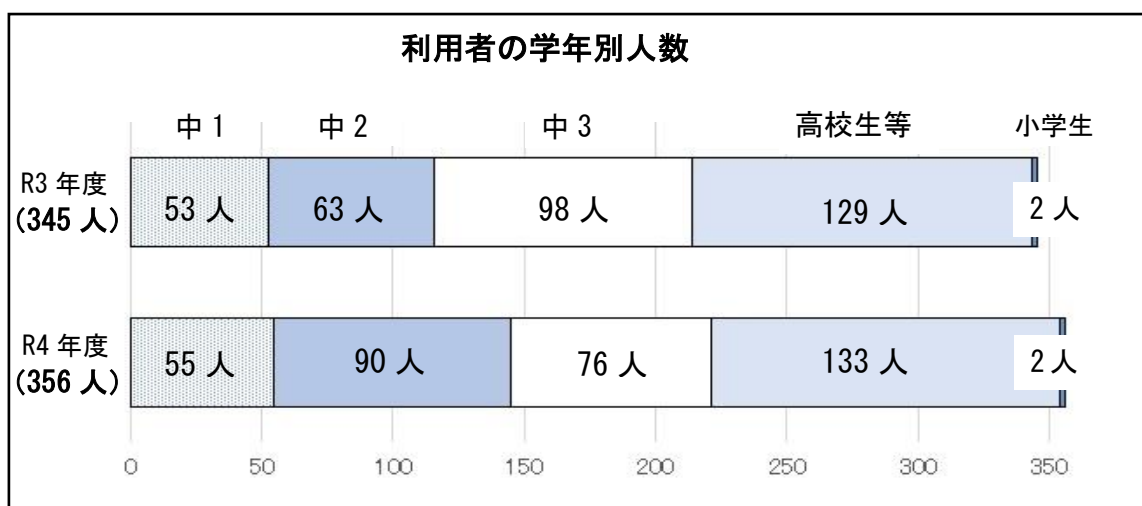
【参考】就労支援準備事業の流れ



- (1) 相談者の能力や状況等に応じた支援、ステップアップ重視の支援を実施。
 - ア 日常生活自立支援：早寝早起きなど生活習慣支援
 - イ 社会生活自立支援：コミュニケーション能力、ストレス対処力養成など
 - ウ 就労自立支援：就労/ボランティア体験、模擬面接など
- (2) 単に就労先につなげるだけでなく、就労後も継続して支援することで、就労の定着、定着から自立へつながるための支援を実施した。
- (3) 主な就労先職種
 - 清掃(14人)、軽作業(15人)、警備(6人)、調理補助(6人)、
 - 運転(3人)、など

3 居場所を兼ねた学習支援事業（委託先：NPOカタリバ、NPOキッズドア）

概要 学校や家庭以外で安心して過ごせる居場所や学習支援、食事提供等の支援（対象：ひとり親等、低所得世帯の中高校生）



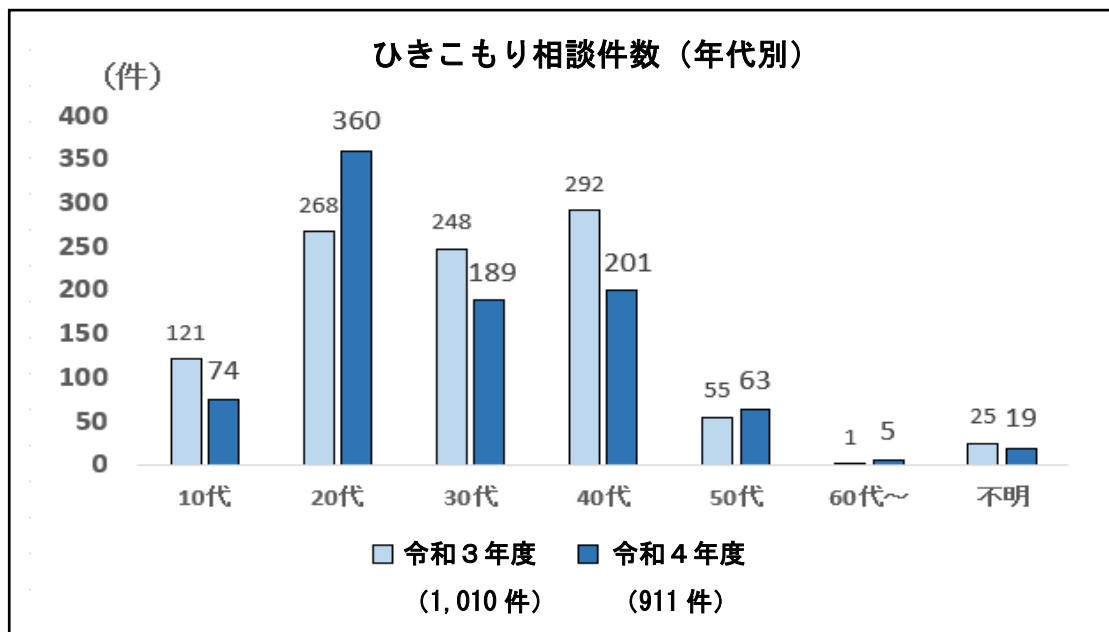
【参考】支援内容

- 1 居場所の提供（ソファや漫画・小説、ボードゲーム等を用意し、リラックスして過ごすことのできる居場所）
- 2 マンツーマン形式の学習支援（大学生等が中心の若いスタッフによる）
- 3 食事支援（地域のボランティアや子ども食堂等との連携による）
- 4 体験イベントの実施（調理体験、食事準備などを通じた正しい食習慣等に関する学びの提供や屋外での運動や音楽・美術鑑賞など）

- (1) 利用者の増（+11人）の主な理由は、本事業の周知に関する関係機関（中学校、スクールソーシャルワーカー、ケースワーカー）との連携強化に伴い、利用開始する生徒が増加したことによる。
- (2) 進路状況については、中学3年生76人全員が高校等に進学した。

4 ひきこもり支援事業（委託先：NPO 青少年自立援助センター）

概要 ひきこもりの当事者やその家族等に対する相談等支援
（年代を問わない、個々の状況等に応じたオーダーメイド型支援）



- (1) 居場所支援実績：新規9人、のべ利用者358人/年（29.8人/月）
- (2) 相談件数減（△99件）となった主な理由は、特定の相談者から受けていた電話相談が皆減したため。
- (3) 依然として支援につながっていない当事者等は地域に多く潜在している。一人でも多くの方々を支援につなげるため、今後は支援の拠点となる協議会の設置をはじめ本格的な取組みを検討、実行していく。

5 問題点・今後の方針

生活や就労等の悩みを抱えたまま支援につながらず、地域に取り残されている方々は未だ多いと見込まれる。

一人でも多くの方々を支援につなげるために、個々の状況や事情を丁寧にお聴きし適切な支援やサービスにつなぐ、寄添う支援をより一層実施していく。